

島根県

不妊治療〈先進医療〉費 助成制度のお知らせ

島根県では、先進医療として実施される
不妊治療に要した費用への
一部助成事業を実施しています。

事業の概要

1. 対象となる治療等

- 先進医療として告示されている不妊治療とし、その実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施されたもの。
※なお、保険適用されている生殖補助医療と併用で実施された場合に限る。

2. 対象となる方

- 島根県内に住所がある方（※松江市に住所のある方は松江市にお問い合わせください）
- 保険適用される生殖補助医療と併用して先進医療を受けた方。

3. 助成金額

- 1回の治療周期につき、先進医療の受診にかかった費用（文書料を含む）の7割とする。（上限5万円）

お問合せ・申請窓口

松江保健所

健康増進課
〒690-0011
松江市東津田町 1741-3
TEL:0852-23-1314

雲南保健所

健康増進課
〒699-1396
雲南市木次町里方 531-1
TEL:0854-42-9637

出雲保健所

健康増進課
〒693-0021
出雲市塩冶町 223-1
TEL:0853-21-8785

県央保健所

健康増進課
〒694-0041
大田市長久町長久ハ7-1
TEL:0854-84-9820

浜田保健所

健康増進課
〒697-0041
浜田市片庭町 254
TEL:0855-29-5552

益田保健所

健康増進課
〒698-0007
益田市昭和町 13-1
TEL:0856-31-9546

隠岐保健所

総務医事課
〒685-0015
隠岐の島町港町塩口 24
TEL:08512-2-9701

島前保健環境課
〒684-0302
西ノ島町大字別府字飯田 56-17
TEL:08514-7-8121

※松江市に住所がある方はこちらにお問い合わせください。
松江市子育て給付課（松江市役所⑪窓口） TEL:0852-55-5326

申請の方法

- 治療が終了した日の属する**年度内（4月1日から翌年3月31日まで***）に、受診等証明書に治療を受けた医療機関で証明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて、最寄りの保健所まで持参、又は郵送により提出してください。

※ 3月中に治療が終了された方に限り、4月末日までの申請が可能です。



申請に必要な書類

- ① 島根県不妊治療＜先進医療＞費助成事業申請書（様式第1号）
- ② 島根県不妊治療＜先進医療＞費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- ③ 医療機関の発行した不妊治療費にかかる領収書及び診療明細書（原本）
- ④ 口座振替申出書
- ⑤ 住所を確認することができる書類（マイナンバーの記載がなく夫婦の続柄の記載がある住民票）

※ ①、②、④の書類は各保健所でお取り寄せ、又は島根県ホームページから印刷することができます。

※ ⑤の書類は各市町村役場でお取り寄せください。

※ ③の書類は先進医療の名称と金額が分かるものを提出してください。また、併用して実施された保険適用の生殖補助医療の領収書及び明細書を提出してください。

その他助成制度のご案内 詳しくはHPをご覧ください。

男性不妊検査費への助成

対象となる方…男性不妊検査を受けた方

助 成 対 象…保険適用外で医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査

助 成 額…自己負担額の7割 [上限2万8千円]

助 成 回 数…1組の夫婦につき1回限り



不育症検査費用への助成

対象となる方…2回以上の流産、死産の既往のある方

助 成 対 象…先進医療として厚生労働省が定める不育症検査

助 成 額…1回の検査につきかかる費用の7割 [上限6万円]



このほかお住まいの市町村により独自の助成制度がある場合があります。各市町村窓口にお問い合わせください。

島根県健康福祉部健康推進課

島根県 不妊治療

検索

TEL:0852-22-6491

不妊治療費助成制度の詳細につきましては、以下の URL か、右の QR コードからホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/hoken/funinnsennsinniryu.html>

